

定 款

佐 田 建 設 株 式 会 社

佐田建設株式会社定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、佐田建設株式会社と称し、英文では Sata Construction Co.,Ltd.と表示する。

(本店の所在地)

第2条 当会社は、本店を前橋市に置く。

(目的)

第3条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木建築その他建設工事の請負ならびに調査、企画、設計および監理
2. 地域開発、都市開発等の事業ならびにこれらに関する請負、調査、企画、設計および監理
3. 建設用資材機器および機械装置の製造、販売および賃貸
4. 車両、船舶、航空機その他機械類の所有およびリース業
5. 木材加工販売
6. 砂利類生産販売
7. 産業廃棄物の再生および処理業
8. 貸ビルおよび観光事業
9. 土地家屋の売買、斡旋ならびに賃金業
10. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
11. 自然エネルギー等による発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売等に関する業務
12. 労働者派遣事業
13. 前各号に附帯関連する事業

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、5,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

③当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規定)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使に関する手続きは、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に招集する。

(招集地)

第13条 当会社の株主総会は、群馬県前橋市で招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めある場合のほか取締役社長が招集し、その議長となる。

②取締役社長に事故あるときは、取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに当る。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(株主総会参考書類等の電子提供措置)

第19条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第20条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12名以内とする。

②当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

②取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長1名、取締役社長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めある場合のほか取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当る。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

②当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によつて重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任免除)

第31条 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。

ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規則)

第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第37条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(配当の除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

沿革（制定）昭和24年9月29日
(変更) 昭和25年8月 6日
昭和26年8月29日
昭和30年8月 7日
昭和31年8月26日
昭和34年8月30日
昭和35年4月17日
昭和35年8月28日
昭和36年8月30日
昭和37年8月31日
昭和38年8月30日
昭和39年8月30日
昭和40年8月30日
昭和41年8月30日
昭和42年8月30日
昭和44年8月30日
昭和46年8月30日
昭和47年8月30日
昭和48年8月30日
昭和50年8月30日
昭和52年9月28日
昭和54年9月28日
昭和57年9月28日
昭和59年9月27日
昭和63年6月29日
平成 元年6月29日
平成 2年6月28日
平成 3年6月27日
平成 6年6月29日
平成 7年6月29日
平成14年6月27日
平成15年6月27日
平成18年6月29日
平成20年6月27日
平成21年6月26日
平成26年6月27日
平成27年10月1日
令和 4年6月24日
令和 5年6月27日
令和 6年6月26日